

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課) 一

訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

(防災課) 四

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「秘書広報統括監」を「秘書広報総括監」に改める。

別表第二秘書広報部の部長、副部長担当職の欄中「秘書広報統括監」を「秘書広報総括監」に改め、同部広報班の項の次に次のように加える。

行政管理班

行政管理課長

災害対策の応援に関する事。

別表第二危機管理部の部防災班の項の次に次のように加える。

原子力防災班

原子力防災室長

- 1 原子力災害対策本部の全体の調整及び指揮統括に関する事。
- 2 災害対策本部(原子力災害を除く。)の事務局に関する事及び指揮統括・連絡調整に関する事。
- 3 原子力災害に係る職員の動員準備及び警戒体制の指揮監督に関する事。
- 4 原子力災害に係る自衛隊等他機関への災害派遣

	<p>要請等広域応援の総合調整に関すること。</p> <p>5 原子力災害に係る被害情報の収集に関すること。</p> <p>6 振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）の原子力災害対策に関すること。</p> <p>7 オフサイトセンターへの連絡員の派遣に関すること。</p>
--	---

別表第二総務部の部行政改革班の項並びに総合企画部の部国際班の項、観光・プラン
ド振興班の項及び地域振興班の項を削り、同表環境生活部の部人づくり文化班の項に次
の一号を加える。

3 大学等高等教育機関との連絡調整に関すること。

別表第二商工労働部の部商工政策班の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六
号を削り、同部モノづくり振興班の項及び商業流通班の項を次のように改める。

中小企業班	商工労働部 中小企業課 長	被災商工業者等に対する融資に関すること。
労働雇用班	商工労働部 労働雇用課 長	職業安定所との連絡調整に関すること。

別表第二商工労働部の部企業誘致班の項の次に次のように加える。

産業技術班	商工労働部 産業技術課 長	<p>1 岐阜県ロボットプラザの災害対策及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 国際たぐみアカデミー及び木工芸術スクールの災害対策及び連絡調整に関すること。</p> <p>3 試験研究機関（産業技術課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害対策用物資の確保等に関すること。</p>
地域産業班	商工労働部 地域産業課 長	災害対策用物資の確保等に関すること。
商業流通班	商工労働部 商業流通課 長	災害対策用物資輸送車両の確保等に関すること。

別表第二商工労働部の部情報産業班の項第一号中「及び国際情報科学芸術アカデミー」
を削り、同部中

中小企業班	商工労働部 中小企業課 長	<p>1 被災商工業者等に対する融資に関 する災害対策用物資の確保等に関する こと。</p> <p>2 職業安定所との連絡調整に関する こと。</p>
労働雇用班	商工労働部 労働雇用課 長	<p>1 国際たぐみアカデミー及び木工 芸術スクールの災害対策に関する こと。</p> <p>2 職業安定所との連絡調整に関する こと。</p>

観光班	商工労働部 観光課長	観光施設等の災害対策に関する こと。
国際戦略推 進班	商工労働部 国際戦略推 進課長	<p>1 在住外国人等に係る災害対策 に関すること。</p> <p>2 旅券センターの災害対策及び こと。</p>

こと。

の連絡調整に関する
連絡調整に関する
こと。

号の次に次の一号を加える。

6 水産物及び水産関係施設の災害対策に関すること。

別表第二農政部の部水産班の項を削り、同表林政部の部林政班の項中第三号を削り、
第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同部森林整備班の項に次の一号を加える。

5 苗木等の災害対策に関すること。

別表第二ぎふ清流国体推進部の部総務企画班の項の次に次のように加える。

報道班	ぎふ清流国体 推進局 報道課長	災害対策の応援に関すること。
-----	-----------------------	----------------

連携振興班	ぎふ清流国体 推進局 連携振興課 長	災害対策の応援に関する事。
-------	-----------------------------	---------------

別表第二ぎふ清流国体推進部の部施設調整班の項の次に次のように加える。

運営調整班 推進局 運営調整課 長	ぎふ清流国体 災害対策の応援に関する事。
----------------------------	-------------------------

別表第二教育部の部スポーツ健康班の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一
号を加える。

3 学校安全に関する事。

別表第二警察部の部生活安全総括班の項班長担当職の欄中「地域課長」を「地域課長
生活環境
通信指令
班長」に改める。

別表第二交通部の部生活安全総括班の項班長担当職の欄中「交通規制課長」を「交通規制課
班長」に改める。

別表第二消防部の部生活安全総括班の項班長担当職の欄中「危機管理班」を「危機管理班
班長」に改める。

別表第三指揮総括チームの項構成班の欄中「危機管理部各班」を「危機管理班」に改
め、同項の次に次のように加える。

受援対 策チ ーム	リーダー 危機管理副統 括監 副リーダー 消防課長	防災班 消防班	各支援部隊の受援、相互の活動調整 及び活動支援に関する事。
-----------------	---------------------------------------	------------	----------------------------------

別表第三災害情報集約チームの項構成班の欄中「秘書広報部各班」を「広報班
行政管理班」

に改め、同表ヘリ統制チームの項リーダー、副リーダー担当職の欄中「危機管理統括
監」を「危機管理副統括監」に、「防災航空センター長」を「防災航空センター長
航空安全管理監」に
改め、同項構成班の欄中「防災班」を「防災班
生活安全総括班」
「危機管理班」
に改め、同表避難所支援チ
ームの項構成班の欄中「危機管理部各班」を「防災班」に、「特別支援教育班」を
「特別支援教育班
スポーツ健康班」
「秘書班」
「総務企画班」
「総務企画班」
「広報班」に、
「総務企画班」
を「総務企画班」に改め、同表医療救護チームの項リー
ダー、副リーダー担当職の欄中「健康福祉部医療技監」を「健康福祉部次長」に改める。

別表第五総務班の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七
号とし、第十九号を第十八号とし、同項第二十号中「女性団体及び青年団」を「青年団
体」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十五号までを一号ずつ
繰り上げ、同表保健班（保健所が設置する保健班は、所管の保健所に置かれる事務所
を含む。）の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 医療、助産に関する事。
- 2 防疫に関する事。
- 3 食品衛生に関する事。
- 4 広域火葬計画に関する事。
- 5 愛玩動物等の救援に関する事。
- 6 飲料水に関する事。
- 7 その他保健衛生関係の災害対策に関する事。

別表第五建築班の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 総合庁舎の応急危険度判定に関する事。
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「秘書広報統括監」を「秘書広報総括監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社